

令和2年1月21日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

議会運営委員会

委員長 佐藤 肇

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 令和2年第1回魚沼市議会臨時会について
(2) 令和2年第1回魚沼市議会定例会の運営について
(3) 令和元年第4回定例会の課題等について
(4) その他

- 2 調査の経過 1月21日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
令和2年第1回魚沼市議会臨時会の日程について、招集期日は市長提案のとおり1月23日とし、会期は1日間とした。
審議予定の付議事件及びその取り扱い等については、別紙「令和2年第1回魚沼市議会臨時会付議事件一覧」のとおりとした。
令和2年第1回定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり2月20日とし、会期は3月19日までの29日間とした。
審議予定については、別紙「令和2年第1回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」のとおりとした。
一般質問の取り扱いについては、別紙「令和2年第1回(2月)定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は2月25日正午とした。
令和元年第4回定例会の課題等については、会派等から提出された課題について協議した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 令和2年第1回魚沼市議会臨時会について
- (2) 令和2年第1回魚沼市議会定例会の運営について
- (3) 令和元年第4回定例会の課題等について
- (4) その他

2 日 時 令和2年1月21日 午前10時

3 場 所 広神庁舎 3階 301会議室

4 出席委員 大桃俊彦、大平恭児、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、
本田 篤、(遠藤徳一議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山総務政策部長、武藤総務政策部副部長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

佐藤(肇)委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。
これより議事に入ります。令和2年第1回魚沼市議会臨時会及び令和2年第1回魚沼市議
会定例会の運営について、ご審議をお願いします。

(1) 令和2年第1回魚沼市議会臨時会について

佐藤(肇)委員長 日程第1、令和2年第1回魚沼市議会臨時会についてを議題といたしま
す。まず、(1)招集期日について、執行部から説明を求めます。

佐藤市長 大変、この暖冬少雪によって地域の経済も動かなくなってきている状況の中で、
いろいろ業界のほう、事業所の皆さん方と聞き取り調査をさせていただきました。今回の
臨時会の招集に当たりましては、緊急経済対策の補正予算の上程についてお諮りをいたし
たいと思っております。招集期日については1月23日、私の公務の都合で午前中ふさが
っておりますので、午後、14時からとしていただきたいと思います。ご審議のほうよろし
くお願いしたいと思います。

佐藤(肇)委員長 ただいま説明があった招集期日等について、異議ありませんか。(異議

なし) 異議なしと認めます。したがって、説明のとおり招集期日は1月23日とし、開議時間は午後2時と決定いたしました。

次に、(2) 付議事件について、執行部から説明を求めます。

武藤総務政策部副部長　それでは、お手元の付議事件一覧に基づきまして説明を申し上げます。

事件番号1番、令和元年度魚沼市一般会計補正予算(第8号)でございます。本補正予算の概要につきましては、1点目といたしまして、この冬における異常少雪の影響により、市内経済にさまざまな影響が想定されております。この経営等支援策といたしまして緊急の経済対策を実施するものでございます。

2点目といたしまして、ふるさと寄附金が再度、想定見込みを大きく超える伸びを示していることから、その対応を行うものです。

この2点いずれの内容におきましても、適期を捉えた経済対策の実施及び寄附金等関連経費の支出を行うためには、市議会2月定例会では時間的余裕がないため、臨時会において審議を願うものでございます。

次に補正内容でございます。歳入におきましては、ふるさと寄附金のほか、異常少雪対策特別支援資金預託金元金を追加するとともに、財政調整基金繰入金を増額調整を行うものであります。

歳出におきましては、ふるさと寄附金の増額に伴い必要となりますふるさと結基金事業関連経費、及びふるさと結基金費積立金の追加を行い、あわせて少雪経済対策としまして、異常少雪対策特別支援資金の融資を実施するために金融機関へ原資を預託するほか、市内の中小事業所やスキー場事業者に対する助成金、及び建設工事等の前倒し発注経費の追加、計上を行うものでございます。

また、このほか今回の融資制度の利子補給等に関連いたしまして、債務負担行為の変更もあわせて行うものでございます。

森山総務政策部長　続きまして、議長の受付事件(報告等)のうち、専決処分についてご説明申し上げます。

事件番号2番、専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額の決定について)であります。昨年10月11日に発生した、魚沼市一日市地内において、市所有のフォークリフトを使ってもみ殻の回収作業を行っていた本市の非常勤職員が、相手方所有の作業小屋の脇に立ち上げてあった井戸用塩ビ管に誤って衝突し、破損させた事故について、和解が相手方と成立したことによる賠償金の支払いについて、地方自治法の規定により専決処分を行ったものであります。

佐藤(肇)委員長　ただいまの説明について、質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

渡辺委員　今ほどの補正予算のところですけれども、寄附金のほうはわかりましたが、緊急経済対策の中で貸出金の利子補給ですとか、スキー場関係助成金あるいは建設の前倒しということですが、イベント等で困るようなこともあると聞いているんですけれども、今回これは出てこなかった理由とかありましたらお願いしたいと思います。

佐藤(肇)委員長　もし説明のできるものがありましたら、お願いしたいと思います。

佐藤市長　担当からまだ細かい話は聞いておりませんが、2月9日に予定をされております

国際雪合戦でありますけれども、実行委員会の執行部のほうでは実施をしたいということではありますが、雪を持ってこないでいいと話を聞いております。ですので、雪の運搬にかかる経費はとりあえずなくなるんだろうなということで、明後日 24 日に最終的な結論を出したいということでもあります。それから、雪中花水祝については、要望は出てきましたけれども、雪がなければ単管で組んでやるという話ですので、そのための経費としてどれくらい入り用なのか、全くまだご連絡いただいておりますので、これからの作業となると思いますけれども、現計予算内で執行できる範囲であればしっかりと対応していきたいと思っておりますけれども、やおやもすれば相当額を上回るようなことになれば、それこそ専決処分しないと執行が間に合わないとなる可能性もありますが、いずれにしても状況がまだ今わかりませんので、それぞれの実行委員会の判断結果を待ちたいと思っています。

渡辺委員 議会とすれば、できるだけ専決ということはないようにしていただきたいということで、議長なりから申し入れしてもらっている経緯があるかと思うんですけれども、当事者の方々と議会の日程調整ですとかいろいろあるとは思いますが、そのあたり専決なるかもしれないというのは、今の市長の意見だったということで伺わせていただきました。

佐藤市長 予算の執行については、間に合わなければそれこそ執行権の問題でありますので、議会が全てやるということになれば、執行権という権限はなくなるわけでありまして、そういった事情にならないようには、職員のほうには配慮するようという話はしておりますが、緊急を要する場合とか、執行できるという判断をしないとイケないという場合のときに予算があるかどうかということにもなりますので、そのことは十分ご理解いただきたいと思っております。

大桃委員 お聞きした中で、スキー場関係の助成金を盛り込んでありますけれども、少雪による経済対策ということを考えれば、スキー場関係というのは、丸山スキー場なんかがありますけれども、スキーができれば今その丸山スキー場ということなんですが、ここに集客できるような、旅館とかそういう関係者が潤うような、潤うとか、今全く万歳している状況なものですから、そこのところスキー場を開けて集客できるような、開けさえすれば集客できると考えますけれども、それについては検討された幾つかがあるのかどうか聞かせてもらいたいと思っております。

武藤総務政策部副部長 今ほどのご意見ですが、スキー場自体の支援策としましては、市内のスキー場、丸山スキー場を除く支援策となっております。それから、大桃委員ご指摘のとおりその他の事業所という支援の部分につきましては、スキー場の利用者の増という側面ではなく、あくまでも経営支援ということで、総体的に市内の事業所の収益の落ち込みに対する支援策を今回は対応させていただきたいということで考えております。

森山総務政策部長 奥只見丸山スキー場ということでありましたけれども、そこまでの間は県道ということで、今閉鎖をされております。地元といいますか市内からは奥只見丸山スキー場を活用できるような要望書をいただいているのは事実でございます。ことしに入ってからいただきました。しかしながら県道というようなアクセス道路の関係でありますので、いろいろな関係機関と協議をしなければならないというような事情もございます。また直接そういう交渉事ということになると、予算が必要なのかどうかということでもあるかと思っておりますので、そこら辺につきましては今現在担当課のほうで、これからまた

交渉事等になりますので、考慮はしているというふうに総務政策部のほうでは考えているところではあります。今後の対応を今検討しているところではないのかなと思っています。

佐藤市長 丸山スキー場については、索道の許可も1月の何日まで、それから3月の中旬から5月の中旬までという、そういう期間で認可を取っていると思いますので、そうすると途中で開けるということが可能なのかなのかという問題が一つ出てきます。それは運輸局の許可を取れるかどうかという問題が出てきますし、それから今回の雪合戦の雪の搬送についても、一部は奥只見、銀山平にある雪を持ってきたらどうかという話があったんですけども、県がシルバーラインを通すことの許可をしないということで、取りに行く場所がないということで、今県が管理している352号線の大湯から先の道路についても閉鎖になっているわけでありまして、そこにもだめだと。これはなぜかということ、雪崩の心配があるので一般車両の通行は禁止するというようなことで言われておりますので、そのことを考慮して雪のない雪合戦をやるという決断を実行委員会の幹部の皆さん方がしたということでありまして。そのことを考えると、県に申し入れをしたとしてもなかなか難しい面があるのではないかということを含めて今協議をしているということでありまして。

大桃委員 ことしが特例というわけじゃないというふうにも捉えられますので、今後のことを考えたらそういうところを考慮して県にもっと話をするとか、今後に向けた検討をしていただきたいと思っておりますし、担当課のほうで今検討しているということでありまして、時期を考えれば、今すぐ対応できるのであればまだまだ間に合うことだと思いますけど、これからまた先1カ月、2カ月も検討になると、今シーズンは無理だということを考えれば、今後に向けた対応というのをぜひともお願いしたいと思っております。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。（なし）質疑がないようですので、これで質疑を終結します。お諮りいたします。ただいま説明があった市長提出事件については、これを受けることにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、市長提出事件については、受けることに決定いたしました。

次に、議長受付事件について、議会事務局長から説明を求めます。

櫻井議会事務局長 （別紙「令和2年第1回魚沼市議会臨時会付議事件一覧」により説明）

佐藤（肇）委員長 ただいま説明があった議長受付事件について、質疑はありませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りいたします。ただいま説明があった議長受付事件については、これを受けることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、議長受付事件については、受けることに決定いたしました。

次に、(3)付議事件の取り扱い、及び(4)会期についてを議題とします。議会事務局長に説明をさせます。

櫻井議会事務局長 （別紙「令和2年第1回魚沼市議会臨時会付議事件一覧」の取り扱いにより説明）

したがって、会期につきましては1月23日、1日間ということでございます。以上よろしくお祈りいたします。

佐藤（肇）委員長 ただいまの付議事件の取り扱い及び会期について、質疑はありませんか。（なし）ないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。付議事件の取り

扱いについては、議会事務局長の説明のとおりとし、会期については1月23日の1日間とすることで、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、付議事件の取り扱いについては、議会事務局長の説明のとおりとし、会期は1月23日の1日間とすることに決定いたしました。

(5) その他を議題といたします。議会事務局長に説明をいただきます。

櫻井議会事務局長　今回は臨時議会でありますので、臨時議会では議長報告における各委員会報告については行わず、次の定例会において委員会報告を行うこととする取り扱いを従前から行っております。そのような取り扱いをすることでよろしいか協議を求めるものでございます。

佐藤(肇)委員長　ただいまの説明について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。(なし) ないようですので、これで質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま説明があった議長報告における各委員会報告は、今回の臨時会で報告しないことで、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、今回の臨時会は議長報告における各委員会報告はしないことに決定いたしました。

(2) 令和2年第1回魚沼市議会定例会の運営について

佐藤(肇)委員長　日程第2、令和2年第1回魚沼市議会定例会の運営についてを議題といたします。まず、(1) 招集期日について執行部から説明を求めます。

佐藤市長　招集期日につきましては、2月20日で招集をお願いしたいと思います。

佐藤(肇)委員長　ただいまの説明のとおり招集期日について、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、説明のとおり2月20日と決定いたしました。

次に、(2) 会期及び会議予定について、議会事務局長に説明させます。

櫻井議会事務局長　(資料「令和2年第1回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)」により説明)

佐藤(肇)委員長　ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) ないようですので、質疑を終結します。お諮りいたします。会期については2月20日から3月19日までの29日間とし、会議予定は令和2年第1回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)のとおりとすることで、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、(3) 一般質問について、事務局長から説明を求めます。

櫻井議会事務局長　(資料「令和2年第1回(2月)定例会一般質問の取扱いについて(案)」により説明)

佐藤(肇)委員長　ただいまの説明について質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。お諮りいたします。一般質問については、別紙、令和2年第1回(2月)定例会一般質問の取り扱いについて(案)のとおり実施することで、ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。なお、一般質問の締め切り期限は、2月25日火曜日、正午となります。

この後の日程につきましては、主に委員会内部の調整等になりますので、ここで執行部で報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ、これで執行部からは退席願うこ

としたいと思います。ご異議ありませんか。(異議なし) それでは、執行部で協議、報告事項はありますか。

森山総務政策部長 ごさいません。

佐藤(肇)委員長 委員の皆様から執行部に対し何かありませんか。(なし) ないようですので、これで執行部からは退席いただきます。なお、次回の委員会は2月12日水曜日、午前10時開会といたします。定刻までにご参集ください。しばらくの間休憩といたします。

休 憩 (10:27)

執行部退席

再 開 (10:28)

佐藤(肇)委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

(3) 令和元年第4回定例会の課題等について

佐藤(肇)委員長 日程第3、令和元年第4回定例会の課題等についてを議題といたします。配付資料がありますので、事務局から説明を求めます。

櫻井議会事務局長 (資料「令和元年第4回定例会の課題等について 各会派等の意見」により説明)

本課題につきましては、議会運営委員会の中で協議、検討を重ねていただき、最終的には全員協議会で周知をするという運びとなりますので、ご協議、ご検討のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

佐藤(肇)委員長 ただいま説明がありました。課題として提案をいただきました各会派議員がおられますので、簡単に補足説明をお願いしたいと思います。表の左側の会派から順次説明をお願いいたします。まず、創生市民の会、佐藤敏雄委員。

佐藤(敏)委員 書いてあるとおりなんですけれども、議場や委員会においてクールビズ以外は基本的に背広、ネクタイ着用ということなんですけれども、本会議はないんですけれども、委員会でノーネクタイが見られたということで、規定がどうなっているか私も勉強不足なんですけれども、品位を保つという観点から、服装に気をつけていただいたほうがいいんじゃないかという提案です。

佐藤(肇)委員長 次に、日本共産党、大平恭児委員。

大平(恭)委員 専決処分のことです。今ほども少し質疑がありましたが、10月の専決処分のこともありまして、今までも数々質疑や議論があったと思うんですけども、再度載せて、議会として市当局に対してきちっと求めていかなければいけないかなということで載せました。ただ、執行権の問題とか、日程の問題とかと市長がおっしゃいましたが、そこもやっぱり、できないものはできないということは理解できますけれども、なるべく議会での議決あるいは審議を優先するべきだという立場はしっかり求めていく必要があるんじ

やないかと思っております。

佐藤（肇）委員長　大桃議員につきましてはおられませんので、資料記載のとおりということでお読みいただきたいと思います。ただいまの説明について質疑がありましたら受けたいと思います。ありませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結したいと思います。この後、休憩にして自由討議とさせていただき、意見交換をお願いしたいと思います。しばらくの間、休憩といたします。

休　　憩（10：32）

休憩中に自由討議

<服装について>

- ・本人に対して議長から、こういう意見が上がってきたのでということで注意していただき、それで終わりでもいいのではないかと思います。
- ・議員としての品位、議会としての権威という面がある。全協などで自覚を求めるよう、全体的に対応すればいい。

<専決処分について>

- ・市長の執行権は、あくまでも議決した予算についての執行権であって、議決されていないものを勝手に執行していいということではないはずだと認識している。今後、議会としてどのようにしていくかということを経済協議していったほうがいいと思う。
- ・市当局と議会（市長と議長）がコンタクトを取っていくことが必要ではないか。これまでも改善されないまま来ている。絶えず言う必要もあるし、向こうからの事情も聞き取りをした中で対応していく。諮るべきものがあれば、議会内で諮っていく対応が必要。
- ・専決処分を極力減らすようにしていく。
- ・議会内の意見を重く受け止めて、今後、政策的分野について暇がある場合は、議会側から臨時議会の開催申し入れをしていく。応じるかどうかは執行部の判断。
- ・前回、専決処分の反対の中に各委員長もいた。そこは手順論という話だと思う。議運で粛々と判断することだと受け止めている。
- ・どこで揉むか。どこかに下ろすのではなく、議運で粛々とする形でまとめるのか。
- ・一旦会派に持ち帰っていただき協議して、次の議運で方向付けすることでどうか。
- ・会派代表者会議は決定機関ではない。議会運営委員会が決定の権限を持っているわけがあるので、議運でやったほうがいい。
- ・市長の執行権は、議会で決めたことに対しての執行権。補正予算などは議会に決めてもらうという前提をきちんとしたほうがいい。

<一般質問の答弁について>

- ・丁寧な答弁をしなければいけないということもわかるが、現実に裁判になって、相手方が裁判の中できちんとしてほしいと思っている以上、答弁を差し控えることは仕方ない部分があると思う。

- ・強制することはできないと思う。無理やり答弁させるというのは難しい。裁判よりは議会で議論してほしいと思う。

再 開 (10 : 44)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ただいま出されました課題については、ただいまの意見等を参考に、一旦各会派等に持ち帰り検討をいただき、次回の議会運営委員会で協議し、決定をさせていただきたいと思います。ご異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

（４）その他

佐藤（肇）委員長 日程第４、その他を議題といたします。委員の皆様から意見等はありませんか。

しばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10 : 45)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10 : 47)

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。ほかに課題、意見等はありませんか。（なし）ないようですので、その他を終結いたします。次回の委員会は、２月１２日水曜日、午前１０時に開催します。本日の会議録の作成については委員長に一任願います。本日の議会運営委員会はこれで閉会といたします。

閉 会 (10 : 48)